

# 監査委員公表

## 監査公表第2号

地方自治法第199条第4項、第5項の規定により行った、平成18年度に係る監査の結果を同条第9項の規定により公表する。

平成19年12月25日

積丹町監査委員 磯野 定一  
積丹町監査委員 本間 浩司

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項、第5項の規定に基づく監査

### 2 監査対象課等及び監査実施期間と試査の範囲

- (1) 監査実施期間 監査は平成19年7月から12月までの間で実施した。
- (2) 試査の範囲 平成18年度の委託料のうち、1件100万円以上の金額のもの。
- (3) 監査実施課、実施件数及び金額。

## 3 監査の主眼

監査は、平成18年度に係る財務に関する事務の執行について、正確性、合規性の視点から次の事項に重点を置いて実施した。

### 4 監査の実施方法

この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうか主に眼を置き、関係諸規則、各訓令及び証拠書類との照合、閲覧並びに係職員からの説明聴取等、通常実

対象科目 対象課等	監査実施件数 委託料(件)	金額(円)
住民福祉課	4	27,929,700
企画課	2	11,105,745
商工観光課	2	10,416,500
農林課	1	2,232,300
水産課	1	1,298,850
建設課	3	52,080,000
教育委員会	1	2,829,120
産業交流(岬の湯)	1	6,037,500
国保診療所	1	3,270,000
合計	16	117,199,715

施すべき監査手続により実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 個別意見の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、指摘事項については、担当課名を記載することとした。

### (1) 指摘事項

ア 法令、条例、規則、通

達に違反しているもの  
イ 収入確保に適切な措置を要するもの

ウ 予算を目的外に支出しているもの

エ 予定価格の積算に誤りがあり、契約金額が正当な積算金額を上回っているもの

オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの  
カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの

キ 火災事故等が発生しているもの

(2) 指導事項 上記のうち軽易と認められるもの。

(3) 検討事項 改善を求める事項の発生が制度に起因していること認められるものなど、その改善について検討させるもの。

2 監査結果の概要  
監査の結果、監査実施件数16件について、概ね財務に関する事務の執行が適正に執行されていると認められた。

## 保育所入所申込みを受付します 申込みは2月20日まで

仕事で昼間お子さんを保育できない方や、病気、妊娠中などで保育が困難な方で、入所をご希望の方は申込みください。

申込・問い合わせ

保育所名	びくに保育所	みなと保育所
所在地	美国町字大沢248番地	日司町63番地の5
提出書類 (必須)	1. 保育所入所申込書 2. 雇用証明書又は稼働証明書 3. 課税状況がわかるもの <sup>(1)</sup>	1. 保育所入所申込書 2. 雇用証明書又は稼働証明書
申込・問い合わせ	びくに保育所 44-2250 入所支所 45-6608・余別支所 46-5004	
申込期間	平成20年2月1日～2月20日	

(1) 平成19年分給与所得源泉徴収書、平成19年分所得税申告書控、平成19年度町民税の課税証明書など

(注)・保護者が病気療養・加療中で保育ができない方は診断書の提出をお願いします。  
・保育所の維持運営に大切な保育料。滞納せずきちんと納めましょう。保育料の滞納がある方は、入所申込書の提出の際に、個人面談をさせていただきますので、ご承知ください。(保育料の滞納が続くと給料等の財産の差押えなど強制的措置が取られます。)

# 町道民税申告相談

平成20年度町道民税の申告相談を次の日程で行います。

月	日	曜日	種別	受付町内	場 所	時 間	地区名	
2	1	金	全般	来岸・西河	来岸会館	9:30~16:30	来岸・西河	
	4	月	"	神 岬	神 岬 会 館		神 岬	
	5	火	"	余 別	余別地区コミュニティセンター	9:30~16:30	余 別	
	6	水	"			13:30~16:30		
	7	木	"	入 舸	入 舸 会 館	9:30~16:30	入 舸	
	8	金	"			13:30~16:30		
	12	火	"	日 司	日司生活改善センター	9:30~16:30	日 司	
	13	水	"			13:30~16:30		
	15	金	"	幌武意	幌武意寿の家	9:30~16:30	幌武意	
	18	月	"	丸 山	丸 山 会 館		丸 山	
	19	火	"	婦 美	婦 美 会 館		婦 美	
	20	水	"	小泊・寺町・常盤	文化センター1階会議室		9:30~16:30	美 国
	21	木	"	柳町・浜町				
	22	金	"	茶 津				
	25	月	"	山岸・西仲・中央				
	26	火	"	東浦・西浦	野塚克雪管理センター	9:30~16:30	野 塚	
28	木	"	野 塚	13:30~16:30				
29	金	"		9:30~16:30				
3	3	月	農業	栄 町 多茂木・川上	文化センター1階会議室	9:30~16:30	美 国	
	4	火	全般			9:30~16:30		
	5	水	"			9:30~16:30		

上記日程でご都合の悪い場合は、他の会場・日程でも相談を受け付けますが、資料等を前もって準備しておく必要がありますので、必ず電話等で事前に連絡をお願いします。

## 申告相談には 次のものを持参してください

- (1) 印 鑑
- (2) 国民年金保険料の控除証明書( 社会保険庁から送られてきた方 )
- (3) 生命保険料・地震( 長期損害 ) 保険料の支払証明書
- (4) 社会保険料、医療費などの支払領収書
- (5) 事業決算書及び経費算入に必要な領収書
- (6) 給与所得・公的年金の源泉徴収票
- (7) 所得税の確定申告書用紙( 税務署から送られている方 )
- (8) 預金通帳か口座番号の控え( 所得税の還付がある場合 )

**ご注意ください**

町道民税の申告、又は、所得税の確定申告がなければ、「公営住宅への入居」、「保育所への入所」、「老人保健医療の負担区分の決定」等に必要な町民税( 道民税 ) の証明を受けることができませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 役場税務課 44 - 2111 ( 内線221・222 )

**『所得税』の申告期限は、平成20年3月17日です!**